

地方税法の一部を改正する法律案要綱

1 個人の住民税の扶養控除に係る控除対象扶養親族の範囲の拡大

令和9年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、扶養控除に係る控除対象扶養親族に年齢16歳未満の扶養親族を加える。

(第34条第1項第11号、第314条の2第1項第11号関係)

2 地方公共団体の減収を補填するために必要な措置

政府は、この法律の施行による個人の住民税の収入の減少が地方公共団体の財政に悪影響を及ぼすことがないように、当該収入の減少に伴う地方公共団体の減収を補填するために必要な措置を講ずるものとする。

(附則第6条関係)

3 施行期日等

(1) この法律は、令和9年1月1日から施行する。ただし、2は公布の日から、(2)のうち公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る部分は令和8年1月1日から施行する。

(附則第1条関係)

(2) 所得税の扶養控除に係る控除対象扶養親族の範囲が拡大されることに伴う公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定の整備その他所要の規定の整備を行う。